

珠肌™ for Video ソフトウェア使用許諾契約

株式会社システム計画研究所（以下「当社」といいます）が作成したソフトウェア珠肌™ for Video（以下「珠肌」といいます）のご使用にあたり、以下の条項にご同意いただきます。

珠肌は、この珠肌ソフトウェア使用許諾契約に記載の契約条項（以下「本使用許諾契約」といいます）に同意いただいた場合にご使用いただけます。珠肌の全部または一部をコピー、インストールまたは使用した場合、本使用許諾にご同意いただけたものとします。

1. 定義

本使用許諾契約で使用用語の意味は、次の通りです。

本ソフトウェア :

CD 内の珠肌プログラム、その他このパッケージに含まれるすべてのもの（これらにはユーザサポートにより提供されるものを含む）

本プログラム :

本ソフトウェアの珠肌プログラム

お客様 :

珠肌のご購入者

2. 契約の開始

本使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェアの全部または一部をコピー、インストールまたは使用したときから成立します。

3. 使用条件

お客様は、本ソフトウェアを Grass Valley EDIUS のプラグインとしてご使用いただけます。その他の方法で利用することはできません。

- 2). お客様は、お客様が使用する 2 台のコンピュータに本ソフトウェアをインストールし、お客様自身に限り使用することができます。お客様が法人の場合、お客様が使用するコンピュータとは、法人所有のコンピュータを指します。
- 3). 本ソフトウェアを当社の定める試用期間を越えてお使いいただくには、製品アクティベーションが必要となります。
- 4). 本ソフトウェアをインストールしたコンピュータをネットワーク環境に設置し、他のコンピュータから本ソフトウェアを使用することはできません。
- 5). 本ソフトウェアは、日本国内でのみ使用することができます。

4. ユーザサポートの内容および範囲

お客様は、当社の実施するユーザサポートを受けることができます。ユーザサポートの内容および範囲は、別途当社の定めるところとします。

- 2). ユーザサポートの内容および範囲は、当社の判断で変更できるものとします。
- 3). 当社は、本ソフトウェアの販売終了（バージョンアップを含む）等、当社の判断によりユーザサポートを終了できるものとします。

5. 知的財産権およびその他の権利

本使用許諾契約は、本ソフトウェアの使用を許諾するものです。著作権、特許権またはその他の知的財産権を含む一切の権利は、当社あるいは正当な権利者が所有します。お客様は、本使用許諾契約の範囲外での使用はできません。

6. 複製、改変、その他の禁止

お客様は、本ソフトウェアの複製、改変、リバースエンジニアリング、他への引用および著作権の表示を削除、改変することはできません。

7. 頒布、貸与の禁止

お客様は、本ソフトウェアを頒布や貸与などの方法をもって、第三者に使用させることはできません。

8. 再販、譲渡の禁止

お客様は、当社の書面による事前の同意がなければ、本ソフトウェアの再販もしくは譲渡はできません。

9. 保証と責任

当社は、本ソフトウェアに関するいかなる保証も行いません。ただし、本ソフトウェアの不具合修正版を公開した場合には、お客様のご希望により不具合修正版を無償にてご提供いたします。

- 2). 当社は、本ソフトウェアの欠陥により発生する損害について、直接、間接、特別、必然を問わず、何らの責任を負いません。お客様が本ソフトウェアを使用された結果の影響については、当社は免責とさせていただきます。

10. 不良媒体等の交換

お客様は、本ソフトウェアを受け取ってから 3 箇月以内にプログラム媒体に物理的な障害を発見したときは、交換を要求することができます。

11. 契約の終了

お客様は、当社に終了の旨通知し、かつ本ソフトウェアのすべてを破棄することにより、いつでも本契約を終了できます。

- 2). お客様が本使用許諾契約に違反した場合、当社は直ちに本使用許諾契約を解除できるものとします。この場合、お客様は、受領した本ソフトウェアのすべてを破棄するものとします。
- 3). 前項における破棄のための費用は、お客様が負担するものとします。

12. 準拠法および合意管轄

本使用許諾契約は、日本国の法律に準拠するものとします。

- 2). 本使用許諾契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄とする裁判所を専属所轄裁判所とします。

以上を珠肌ソフトウェア使用許諾契約条項といたします。

※Grass Valley、EDIUS は、グラスバレー株式会社の登録商標です。